

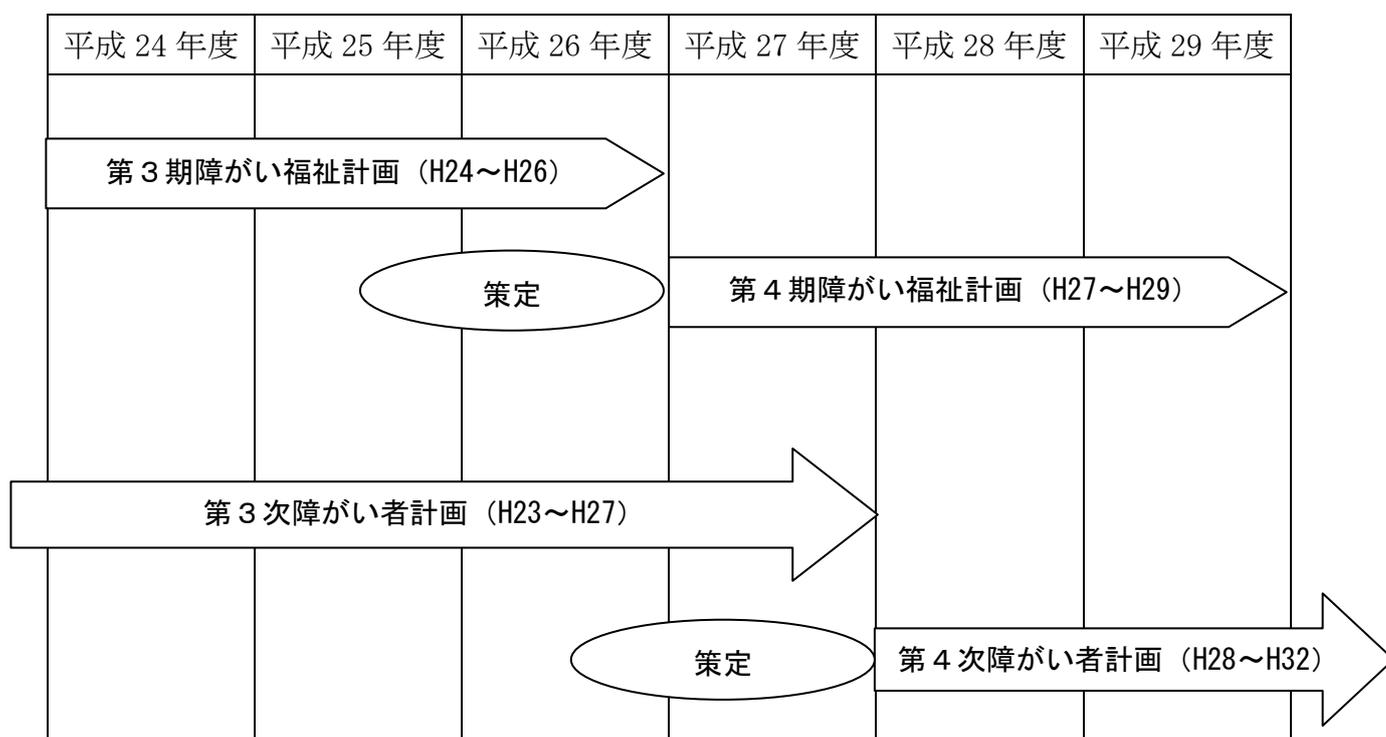
第 4 期越谷市障がい福祉計画について

障がい福祉計画の概要

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための計画として定めることを義務付けられているものである。

計画期間

現行の第 3 期越谷市障がい福祉計画の計画期間が平成 24 年度から 26 年度までとなっている。今回策定する第 4 期障がい福祉計画については、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とした 3 ヶ年計画となっている。

障がい福祉計画と障がい者計画の違い

障がい者計画は、障害者基本法に基づき策定される計画であり、本市では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念として、障がい者を含めたすべての市民を対象とし、障がい者施策全般について策定している。

障がい福祉計画が、障がい者施策のうち障害福祉サービス等に的を絞った計画であるのに対し、障がい者計画は、障がい者施策全般について策定しているものである。